

人権啓発・相談センターへの人権侵害事案に係る相談対応について

(例示)

<p>相談者の主訴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の相談者個人を名指した「誹謗・中傷ビラ」が自宅周辺で配布されていることが判明した。名誉棄損で提訴することも考えたいが、具体的にどう動いたらよいか教えてほしい。
<p>面談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者が誹謗・中傷されることになった背景及び事実の認否確認、相談者が求める救済支援等について丁寧に事情を聴取し、本人希望により、次の人権救済関係機関に繋げる。 <p>(1) 司法的救済(提訴を念頭)を求められた場合 当センターの契約弁護士に法的助言 専門相談員が同席 を得ることとし、専門相談員の同席拒否や当該契約弁護士の助言を希望されない場合には、法テラスを紹介する。 1 あわせて、「弁護士会による人権侵害救済申立制度」についても、案内する。</p> <p>(2) 行政的救済を求められた場合 2 『人権侵犯事件調査処理規定』に基づく調査・説示、告発等の権限を有する法務局人権擁護部を案内する。</p>

《 以下、参考 》

- 「人権侵害救済申立制度」の概要について（弁護士会が実施する人権擁護委員会で対応）
「人権侵害救済申立制度」とは、弁護士法第1条の趣旨に則り、弁護士会では人権侵害を受けた人からの申立に基づき、調査を行ったうえで人権侵害に該当する事実が証拠によって裏付けられるときは、その人権侵害の内容や程度などを考慮し、被申立人等に対して、「警告」「勧告」「要望」などの弁護士会の見解を記した書面を交付し、その是正を求めるなどの措置をとる制度である。但し、これらの措置には強制力がないため、強制力を行使して具体的、現実的な被害回復を図ることを目的とする場合には、刑事告訴や民事訴訟などの手続きをとることが必要である。
- 法務局 所轄の『人権侵犯事件調査処理規定』（平成16年法務省訓令第2号） 抜すい
(人権侵犯の事実が認められる場合の措置)
第14条 法務局長は又は地方法務局長は、事件について、調査の結果、人権侵犯の事実があると認めるときは、前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること(要請)。
 - 相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること(説示)。
 - 相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと(勧告)。
 - 関係行政機関に対し、文書で、人権侵犯の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること(通告)。
 - 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により、文書で、告発すること(告発)。